第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ハ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ニ　当該申請に係る障害児の保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［三・四　略］

第十二条の三　法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法第十六条第一項第一号又は同条第二項第一号の医療費の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

ロ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ハ　予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ニ　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　予防接種法第十六条第一項第一号又は同条第二項第一号の医療手当の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［号を削る。］

第十三条　法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法第十六条第一項第四号又は同条第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報

ロ　［略］

ハ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　予防接種法第十六条第一項第五号又は同条第二項第五号の給付の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

第十一条　法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

二　児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ　生活保護実施関係情報

ハ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

［号の細分を加える。］

第十二条の三　法別表第二の十七の項の主務省令で定める事務は、予防接種法施行令第十条第一項ただし書の医療費の額の調整に関する事務とし、同表の十七の項の主務省令で定める情報は、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

一　医療保険各法による保険給付の支給に関する情報

［三・四　同上］

［号の細分を加える。］

二　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

三　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ　当該請求を行う者又はその配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　［同上］

［号の細分を加える。］

二　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］